

令和元年 第13回 福岡市選挙管理委員会

6月20日(木) 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第27号 個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認について

2 報告事項

- ① 在外選挙人名簿登録者数について
- ② 参議院議員通常選挙の執行計画について
- ③ 参議院議員通常選挙の街頭啓発について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・令和元年7月3日(水) 午前10時30分
- ・令和元年7月24日(水) 午前10時30分
- ・令和元年8月5日(月) 午前10時30分

議案第27号

個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認について

個人演説会，政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設の管理者から申請があった当該施設の設備の程度及び当該施設の使用のために公職の候補者等が納付すべき費用の額については，申請のとおり承諾し，及び承認する。

令和元年6月20日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

申請内容

別紙のとおり。

(理由)

公職選挙法第161条第1項第1号に該当する個人演説会等の施設の管理者から，公職選挙法施行令第119条第2項及び第121条の規定により，当該施設において個人演説会等を開催するために必要な設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認を求められたことにより，それぞれ承諾及び承認を行う。

福岡市選挙管理委員会
委員長 津田 隆士 様

福岡市教育委員会
教育長 星子 明夫

個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき
費用額等の承認申請書

個人演説会等の開催のため必要な施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用
額等に関し次のとおり定めたいので承認願いたく申請します。

1 学校

(1) 新規

施設の名称	種別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
		平日	日曜日	休日	面積 ㎡	収容 人員	照 明	演 壇	聴 衆 席	控 所	会 場 看 板	放 送 設 備
		昼 夜	昼 夜	昼 夜								
福岡市立照葉北小学校	講堂兼 体育館	福岡市立学校施設使用料条 例別表に掲げる額とする。 1時間につき250円			783	780	有	有	板張	有	無	有

(2) 変更

区分	施設の名称	種別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
			平日	日曜日	休日	面積 ㎡	収容 人員	照 明	演 壇	聴 衆 席	控 所	会 場 看 板	放 送 設 備
			昼 夜	昼 夜	昼 夜								
変更前	福岡市立草ヶ江小学校	講堂兼体育館	現行どおり			696	690	有	有	板張	有	無	有
変更後	福岡市立草ヶ江小学校	講堂兼体育館	現行どおり			732	730	有	有	板張	有	無	有
変更前	福岡市立平尾小学校	講堂兼体育館	現行どおり			504	500	有	有	板張	有	無	有
変更後	福岡市立平尾小学校	講堂兼体育館	現行どおり			732	730	有	有	板張	有	無	有
変更前	福岡市立千早小学校	講堂兼体育館	現行どおり			504	500	有	有	板張	有	無	有
変更後	福岡市立千早小学校	講堂兼体育館	現行どおり			732	730	有	有	板張	有	無	有

(関係法令)

○公職選挙法

(公営施設使用の個人演説会等)

第161条 公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に
行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。
次条から第164条の3までにおいて同じ。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等
は、次に掲げる施設（候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包
括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆
議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。）を使用して、個人演説会、政党演
説会又は政党等演説会を開催することができる。

(1) 学校及び公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館をい
う。）

(2) 地方公共団体の管理に属する公会堂

(3) 前2号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設
備をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第1項第3号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道
府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。

4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければ
ならない。

○公職選挙法施行令

(個人演説会等の施設の設備)

第119条 (略)

2 個人演説会等の施設の管理者は、市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、…(略)…
設備の程度その他施設（設備を含む。）の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれ
を公表しなければならない。

3 (略)

(個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用)

第121条 …(略)…公職の候補者等が納付すべき費用の額は、個人演説会等の施設の管
理者が市町村の選挙管理委員会の承認を得て定め、あらかじめ公表しなければならない。

○福岡市立学校施設使用料条例

第1条 市立学校の施設を使用する者は、この条例の定めるところにより使用料を納めなければならない。

第2条 使用料は、別表のとおりとする。但し、特別の事由があるときは、教育委員会は、使用料を減免することができる。

第3条 使用料は、前納とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第4条 既に納めた使用料は返還しない。但し、使用しないことにつき正当の理由があるときはこの限りでない。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会がこれを定める。

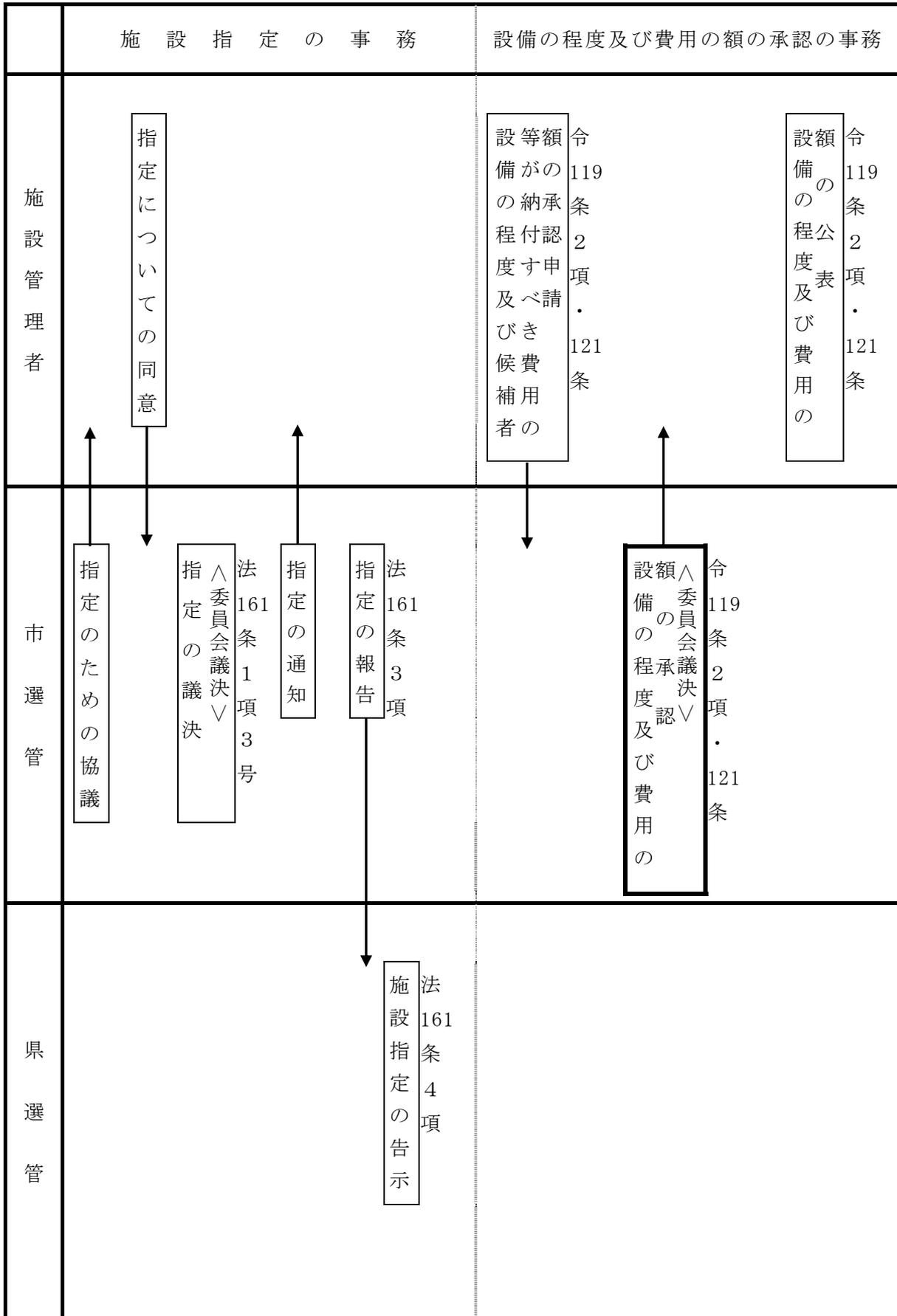
別表

種別	使用区分	単位	金額
講堂兼体育館	一般	1時間につき	円
	公共		250
柔剣道場	一般		150
	公共		100
教室	一般		100
	公共		50
校庭	一般		200
	公共		100

備考

- 1 夜間照明施設の利用を伴う場合の校庭の使用料の額は、当該利用の時間1時間につきこの表に掲げる使用料の額に600円を加算した額とする。
- 2 「一般」とは、次項に定める使用以外の使用をいう。
- 3 「公共」とは、次に掲げる場合の使用をいう。
 - (1) 市又は教育委員会が後援する事業のため使用するとき。
 - (2) 教育委員会が教育行政上の必要があると認めるとき。

個人演説会等を開催することができる施設の指定等に関する事務の流れ



報告事項 1

在外選挙人名簿登録者数について

6月20日区委員会議決分

区 分	前回 登 録 者 数	前回以降の 新規登録者	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹 消 者 数	今回 登 録 者 数
東 区	132	1	0	0	133
博 多 区	103	1	0	3	101
中 央 区	141	0	0	0	141
南 区	131	0	0	0	131
城 南 区	71	1	0	1	71
早 良 区	118	2	0	0	120
西 区	71	1	0	0	72
福岡市計	767	6	0	4	769

令和元年 7 月 21 日 (日) 執行
第 25 回 参議院 議員 通常 選挙

執 行 計 画

略語表

法	公職選挙法
令	公職選挙法施行令
選管	選挙管理委員会
①選, 選挙区	参議院 (福岡県選挙区選出) 議員選挙
②比, 比例代表	参議院 (比例代表選出) 議員選挙

福岡市・区選挙管理委員会

1 主な日程

6	12	水	㊦立候補予定者説明会（県選管）
	20	木	移替え最終日 [市・区委員会] 市・区選管委員長・事務局長会議（13:30～）
	26	水	第198回国会(常会)閉会 投票用紙の受領（県選管→区選管）
	28	金	選挙期日の閣議決定
7	3	水	選挙人名簿の登録基準日・登録日 [市・区委員会] 投票所入場整理券配達開始
	4	木	選挙期日の公示日 立候補受付（㊦は県選管） [区委員会]
	5	金	
	6	土	
	7	㊦	
	8	月	
	9	火	
	10	水	
	11	木	
	12	金	
	13	土	
	14	㊦	
	15	㊧	
	16	火	(西区)小呂島・玄界島期日前投票
	17	水	法第49条第2項の郵便等投票の請求期限 在外投票の郵便等投票の請求期限 明推協総会 市街頭啓発
	18	木	開票立会人の届出期限 [区委員会] 区街頭啓発
	19	金	選挙公報の配布期限
20	土		
21	㊦	投票日・開票日 [区委員会]	
22	月		
23	火		
24	水	㊦選挙会（県選管），㊧選挙分会（県選管）	

2 福岡市の投票所で投票できる人

(1) 平成13年7月22日[選挙期日の18年前の応当日の翌日]までに生まれた人で、次の①又は②の要件に該当する人は福岡市で投票日当日の投票、期日前投票又は不在者投票ができる。ただし、転出日の関係で投票日当日の投票及び不在者投票ができない場合がある。

① 令和元年7月3日[登録基準日]に福岡市に住所を有する人のうち、4月3日[登録基準日の3か月前の応当日]以前から引き続き福岡市の住民基本台帳に記録されていて、かつ、福岡市のいずれかの区の選挙人名簿に登録されている人

② 令和元年7月2日[登録基準日の前日]までに福岡市から転出した人のうち、転出するまで引き続き3か月以上福岡市の住民基本台帳に記録されていた人で、かつ、福岡市のいずれかの区の選挙人名簿に登録されている人

(2) 市外に転出した人の投票の可否

当日投票及び期日前投票については、現に投票をする日において転出した日後4か月を未経過でなければできない。また、不在者投票については、選挙期日において転出した日後4か月を未経過でなければできない。

投票する日 転出日	7月																				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21			
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
3月4日	3月4日以前の転出者は、福岡市ではいずれの投票もできない。																				
3月5日																					
3月6日																					
3月7日																					
3月8日																					
3月9日																					
3月10日																					
3月11日																					
3月12日																					
3月13日																					
3月14日																					
3月15日																					
3月16日																					
3月17日																					
3月18日																					
3月19日																					
3月20日																					
3月21日 ()	3月21日以降の転出者は、公示日の翌日から期日前投票ができる。 投票日当日の投票・不在者投票もできる。																				

※ 上表で投票できる人であっても、転出先市町村に転入届を提出後、3か月を経過したことにより、その転出先市町村の選挙人名簿に登録された人は、福岡市の投票所では投票できない（転出先市町村の投票所で投票できる）。

(3) 選挙期日までに満18年に達する人（平成13年7月22日までに生まれた人）が期日前投票・不在者投票期間中[7月5日(金)～7月20日(土)]に投票する場合、現に投票する日において満18年に達していない人は、不在者投票はできるが、期日前投票はできない。選挙権が停止されており、選挙期日までに復権する予定の人についても同様である。

(4) 市内で住所を移した人の投票所について（令第17条第1号，第29条第2項）

○ 移替え最終日（6月20日（木））

区間異動届 } の提出日 区内転居届 }	投票所
令和元年6月20日以前	新住所地の投票所
令和元年6月21日以後	旧住所地の投票所

3 選挙人名簿の登録

選挙時登録の基準日及び登録日（法第22条第3項）

7月3日（水）〔選挙期日の公示日の前日〕

4 投票所入場整理券の配布（令第31条第1項）

(1) 市内居住者に対する投票所入場整理券の配布について

市内に居住する各選挙人に対し，投票の日時と場所を周知するとともに，投票事務の円滑化を図るため，投票所入場整理券（市内居住者用）を郵便はがきにより送付する。

この入場整理券には，期日前投票制度の周知と，期日前投票所における待ち時間の短縮など，同制度を利用する選挙人の利便を図るため，裏面に「期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書」（令第49条の8）の様式を印刷する。

(2) 市外転出者に対する投票所入場整理券の配布について

「選挙期日において市外転出後4か月未経過」として本市の選挙人名簿に市外転出表示中の選挙人に対し，本市の転出前住所地の投票所で投票できること，及び転出前住所地の区の選管に郵便で投票用紙等を請求することにより転出先市町村の選管で不在者投票ができることなどを周知するため，投票所入場整理券（市外転出者用）を郵便はがきにより郵送する。

この入場整理券には，新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合に限り本市で投票できるものである旨を朱書し注意を促すとともに，選挙人の利便を図るため，これまでどおり，裏面に『不在者投票請求書・宣誓書』兼『期日前投票宣誓書』の様式を印刷する。

(3) 投票所入場整理券（市内居住者用及び市外転出者用）の選挙人への配達

区選管→日本郵便㈱→選挙人の経路により，7月3日（水）〔選挙期日の公示日の前日〕から配達を開始するものとする。

5 投票用紙

(1) 投票用紙の色等（法第45条第2項）

区 分		用紙の色	文字の色	紙 質
選 挙 区	一般	薄い黄色	黒色	化学合成紙
	点字	薄い黄色	黒色	特厚口
比例代表	一般	白色	赤色	化学合成紙
	点字	白色	赤色	特厚口

(2) 投票用紙の区選管への搬入日

6月26日(水)（県選管→区選管）

6 公営ポスター掲示場の設置（法第144条の2）

選挙期日の公示日からの選挙区候補者による選挙運動用ポスターの掲示に備え、公営ポスター掲示場を次のとおり設置する。

(1) 設置の開始から完了までの期間

6月25日(火)から7月2日(火)まで

(2) 設置数（平成31年3月1日現在の選挙人名簿登録者数により算定。令第111条）

東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区	市 計
368	234	193	292	155	294	293	1,829

(3) 選挙運動用ポスターの掲示期間

7月4日(木)から7月21日(日)まで [選挙期日の公示日から投票日当日まで]
ただし、7月21日(日)の投票日当日は、原則として貼り替えができない。

7 期日前投票及び不在者投票

(1) 期日前投票又は不在者投票ができる要件

前記2の「福岡市の投票所で投票できる人」に該当する人で、投票日当日に、次の①～⑥のいずれかに該当することが見込まれる選挙人（法第48条の2第1項及び第49条）

- ① 仕事（勤務、出張、商用、会議、研修等）、学業又は特定の用務（葬式の喪主等）に従事
- ② 用事等で選挙人名簿に登録されている投票区の外に旅行中又は滞在中
- ③ 病気や負傷、お産等のために歩行が困難、刑事施設等に収容中
- ④ 西区小呂島に居住中又は滞在中
- ⑤ 選挙人名簿に登録されている区の区域外に居住中
- ⑥ 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

(2) 期日前投票所並びに期日前投票ができる期間及び時間

期日前投票所	期日前投票ができる期間・時間		投票できる人
全7区役所 入部・西部 出張所	7月5日(金)～7月20日(土) 上記期間中の毎日	午前8時30分 ～ 午後8時	それぞれの区の 選挙人
なみきスクエア 1階交流ロビー	7月13日(土)～7月20日(土) 上記期間中の毎日	午前10時 ～ 午後8時	東区選挙人
さざんぴあ博多 1階市民ロビー	7月13日(土)～7月20日(土) 上記期間中の毎日	午前10時 ～ 午後8時	博多区選挙人
市役所 1階市民ロビー	7月13日(土)～7月20日(土) 上記期間中の毎日	午前10時 ～ 午後7時	全7区選挙人
西区小呂島 (愛宕浜公民館 小呂分館)	7月16日(火)	午前11時 ～ 午後2時	選挙人名簿の住 所が西区大字小 呂島である選挙 人
西区玄界島 (玄界公民館)	7月16日(火)	午後2時 ～ 午後7時30分	選挙人名簿の住 所が西区大字玄 界島である選挙 人

- ※1 区役所・出張所の期日前投票所において期日前投票ができる期間及び時間については、法48条の2第1項及び同条第6項の規定による第40条第1項の読み替え適用を踏まえ、選挙期日の公示日の翌日から投票日の前日までの毎日、午前8時30分から午後8時までとする。
- ※2 なみきスクエア1階交流ロビー、さざんぴあ博多1階市民ロビー、市役所1階市民ロビー並びに西区小呂島及び玄界島の期日前投票所については、法第48条の2第6項の規定による同法39条第1項及び40条第1項の読み替え適用に基づき、期日前投票ができる期間及び時間を短縮する。
- ※3 西区小呂島の期日前投票については、小呂島住人のための臨時の期日前投票所であるが、荒天等により日時を変更する可能性がある。
- ※4 西区玄界島の期日前投票については、荒天等により繰上投票を実施する可能性がある西区玄界島投票区選挙人の投票機会の拡充のために設置する。

(3) 不在者投票について

① 郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがあり、郵便等投票証明書の交付を受けている選挙人の投票用紙等の請求期限は、7月17日(水) [投票日の4日前] の午後5時まで(令第59条の4第1項及び法第270条)

※ 令第142条の2第1項各号に令第59条の4第1項が含まれていないため、請求時間は、法第270条により午前8時30分から午後5時までとなる。

② 船員の不在者投票

④のア・イのほか、下記の不在者投票ができる。

ア 船員の指定港及び船舶内における不在者投票

選挙人名簿登録証明書の交付を受けた船員(船員手帳に準ずる文書の交付を受けている実習生を含む。)は、国指定の全国の指定港選管(福岡市の場合は、東区、博多区、中央区及び西区の各選管)や船舶内で不在者投票ができる。

イ 洋上投票

日本国外を航行する指定船舶等に乗船する船員は、国指定の全国の指定選管で交付を受けた投票送信用紙を船上からファクシミリで返信する方法により、不在者投票ができる(法第49条第7項・第8項)。

※ 指定選管は、原則として都道府県に1か所とされており、福岡県では、博多区選管が指定選管となっている。

③ 南極調査員の不在者投票

洋上投票と同様、ファクシミリで投票(法第49条第9項)

※ 南極投票は、東京都中央区及び港区選管が指定選管となっている。

④ その他の不在者投票について

ア 選挙人名簿登録地以外の選管における不在者投票

イ 不在者投票指定施設(病院、老人ホーム等)や刑事施設等における不在者投票

ウ 特定国外派遣隊員の不在者投票

※ 前記ア・イの不在者投票用紙等の選挙人本人が行う場合の請求手続きについて、市町村が任意にオンライン請求を実施することができることとなっているため、本市においては、市のインターネット手続サービスのホームページから申請できることとする。

(4) 期日前投票及び不在者投票の速報

期日前投票(不在者投票)期間中の毎日、区選管より報告を受けた選挙区選挙の期日前投票者数及び不在者投票者数(日計・累計)を、市選管から報道機関に資料提供する。

(5) 指定投票区制度(法第37条第7項)

不在者投票については、区選管からの不在者投票の送致が容易な1投票区を指定投票区に指定し、その投票所において集中処理する。

指定投票区の投票所には、不在者投票の開封及び投票箱への投入を行う専任の職員及び高速開封機を配置する。

【各区の指定投票区・投票所】

	指定投票区	投票所
東 区	箱崎第二投票区	東区役所講堂
博多区	冷泉投票区	冷泉公民館
中央区	大名投票区	中央区役所 1 階ロビー
南 区	玉川第二投票区	南区役所 1 階ロビー
城南区	城西投票区	城西中学校体育館
早良区	百道投票区	百道小学校講堂
西 区	姪浜第三投票区	西区役所 1 階ロビー

※ 上表の投票区・投票所は、後述 8 (3) の指定在外選挙投票区・投票所ともなっている。

8 在外投票等（法第49条の2）

国外（領事官の管轄区域内）に引き続き3か月以上住所を有する日本国民で、在外選挙人名簿に登録されていて在外選挙人証の交付を受けている人は、次の(1)又は(2)により投票できる。

(1) 在外投票

① 在外公館投票

在外選挙人自らが投票記載場所を設置している在外公館（大使館や総領事館等）に出向いて行う投票。

※ 在外公館投票を行うことができる期間：原則として7月5日(金)から7月15日(月)まで [選挙期日の公示日の翌日から投票日の6日前まで]

② 郵便等投票

在外選挙人が、在外選挙人名簿登録地の選管委員長に投票用紙等の交付を請求したうえで、その投票用紙等を郵送することによって行う投票。

※ 投票用紙等の交付請求期限：7月17日(水) [投票日の4日前] の午後5時まで
交付請求を受けた選管は、参議院議員の任期満了日（令和元年7月28日）の前60日に当たる日（5月29日）以降、投票用紙等を交付（発送）することとされている。

(2) 日本国内における投票

在外選挙人が日本国内の次の投票方法を利用して行う投票

① 当日投票…投票日当日の指定在外選挙投票区 [次の(3)参照] の投票所における投票

② 期日前投票…各区選管が指定した期日前投票所（法第49条の2第4項による法第48条の2第1項の読み替え適用及び令141条の2第1項：各区役所の期日前投票所）における投票

③ 不在者投票…在外選挙人名簿登録地以外の選管における不在者投票

※ 在外選挙人証の交付を受けている人が帰国して国内に住所を有するに至った場合でも、国内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日から4か月を経過するまでの間は在外選挙人名簿から抹消されず、なお前記(1)又は(2)により投票できる。

ただし、国内の市町村に引き続き3か月以上住所を有することにより市町村の選挙人名簿に登録された人は、在外投票等はできない（その市区町村で、通常の投票をすることになる。）。

(3) 在外投票等の処理

在外投票等については、各区1か所の指定在外選挙投票区〔各区とも不在者投票の指定投票区と同じ投票区を指定（法第30条の3第2項）〕の投票所において処理する。

9 投票日当日の投票

(1) 投票時間（法第40条）

7月21日（日） 午前7時から午後8時まで

ただし、早良区板屋投票区・投票所は午後7時、西区玄界島投票区・投票所は午後6時まで

(2) 投票所の数

東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区	市 計
49	30	25	38	21	39	40	242

(3) 投票所における本人確認

① 投票所入場整理券を持参した選挙人

次のいずれかの方法を選挙人に選択してもらい、本人確認を行う。

ア 投票所入場整理券の表面左上の「誕生日」欄に誕生日（○月○日）を記入して提示

イ 誕生日の質問に対する口頭による誕生日の回答

ウ 運転免許証や健康保険証等の提示

※ 上記、本人確認の方法については、投票所入場整理券の裏面に誕生日の記入を依頼する文面を掲載するとともに、投票所の受付に協力依頼文を掲示することにより、周知徹底を図る。

② 投票所入場整理券を持参していない選挙人

不持参者に「名簿対照カード」に必要事項（住所、氏名、生年月日など）を記入してもらい本人確認を行った後、同カードを受付に提示してもらう。

(4) 投票状況の速報

県選管の定めるところによる。

【参考】 前回参院選（平成28年7月10日執行）における投票速報の状況

○ 中間速報（選挙区のみ実施）

速報回	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
速報現在時刻	10時00分	11時00分	14時00分	16時00分	18時00分	19時30分
県発表時刻	11時00分	12時00分	15時00分	17時00分	19時00分	20時30分

○ 結了報告

選挙区、比例代表とも、投票結果の判明後、直ちに実施

10 開票

(1) 日時（法第64条）

7月21日（日） 午後9時15分から（即日開票）

【参考】 前回参院選（平成28年7月10日執行）における全市開票終了時刻

- 選挙区……午前1時5分
- 比例代表…午前3時45分

(2) 場所（法第64条）

開票区	開 票 所
東 区	福岡市立東体育館
博多区	福岡市立博多体育館
中央区	福岡市立中央体育館
南 区	福岡市立南体育館
城南区	福岡市立城南体育館
早良区	福岡市立早良体育館
西 区	福岡市立西体育館

(3) 開票状況の速報

県選管の定めるところによる。

なお、比例代表選挙については、非拘束名簿式となった平成13年7月29日執行の選挙以降、中間速報は行っていない。

【参考】 平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票速報の状況

- 中間速報（選挙区のみ実施）

速報回	第1回	第2回	第3回以降
速報現在時刻	21時00分	22時00分	(以後30分ごと)
県発表時刻	22時00分	23時00分	(以後30分ごと)

※ 福岡市は開票開始時刻が21時15分であるため、第1回は0票で県選管に報告

- 終了報告

選挙区、比例代表とも、開票結果の判明後、直ちに実施

11 選挙公報

選挙区及び比例代表の選挙公報を県選管が発行する。

(1) 掲載内容

① 選挙区

候補者の氏名、経歴、政見等及び写真

② 比例代表

参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等

(2) 配布経路
県選管→区選管―（配布委託業者）→選挙人

(3) 配布期限
7月19日(金) [投票日の2日前まで(法第170条)]

12 選挙啓発

選挙期日、投票所、期日前投票制度等の周知のほか、選挙人に明るい選挙や投票参加を呼びかけるため、別紙「啓発事業計画」のとおり啓発事業を行う。

13 その他

(1) 立候補届出及び選挙会等の日程

- ① 選挙区の立候補予定者説明会（県選管）…6月12日(水)
- ② 立候補届出関係書類の事前審査（県選管）…6月17日(月)～21日(金)
- ③ 選挙区の立候補届出受付（県選管）…7月4日(木)午前8時30分から午後5時まで
- ④ 選挙区の選挙会及び比例代表の選挙分会（県選管）…7月24日(水)

(2) 投票済証の発行

投票又は期日前投票に来た選挙人本人より、勤務先に提出するために必要であるとして、投票に来たことの証明を求められたときは、投票における便宜供与（法第6条第3項）の規定に基づき、本市作成の投票済証を交付する。

令和元年参議院議員通常選挙 啓発事業計画

区分	啓発項目	内容	期間	
ポスター等	ポスター(国作成)	本庁, 7区役所, 2出張所, 公民館 市外郭施設, 大学, 短期大学, 専修学校に掲示	7/4~7/21	
	期日前投票啓発ポスター・チラシ	本庁, 7区役所, 2出張所等に掲示	7/4~7/21	
	懸垂幕・横断幕(県作成)	本庁, 7区役所, 2出張所に掲示	7/4~7/21	
	市庁舎大型グラフィックポスター	本庁西側壁面(横4m×縦10m)	7/4~7/21	
	大型画面・PRボード(公共施設)	市競艇場, 市総合図書館, 市民福祉プラザの電光掲示板に掲示	7/4~7/21	
	デジタルサイネージ	市役所1階	セセウフが自主制作した動画(15秒)を放映	7/8~7/21
		ソラリアビジョン	セセウフが自主制作した動画(15秒)を放映	7/1~7/14
		カフェコーナー	投票日等のお知らせ(静止画)を表示	7/8~7/21
	のぼり(横45cm×縦170cm)	本庁, 7区役所, 2出張所, 港湾局, 水道局, 消防局, 各消防署等に掲示	7/4~7/21	
	地下鉄電光表示器	市営地下鉄各駅の駅構内電光表示器(LED)に表示	7/4~7/21	
公営ポスター掲示場	1, 829箇所設置(東368, 博234, 中193, 南292, 城155, 早294, 西293)の掲示板上に市選管HP「選挙に行きましょ」のQRコードを掲載	7/4~7/21		
広報紙等	投票所入場整理券	全有権者に郵送		
	選挙公報(県作成)	市内全世帯に配布		
	啓発チラシ(県作成)	市内全世帯に配布		
	市メールマガジン(毎週木曜発行)	7/11号, 7/18号に掲載		
	市LINE	動画配信による案内や選挙期日の周知等	随時	
	市twitter, 市facebook	動画配信による案内や選挙期日の周知等	随時	
	市政だより	6/15号情報BOX, 7/1号記事面に掲載		
	市動画サイト「福岡チャンネル」	大学生(福岡市明るい選挙推進グループセセウフ)が自主制作した動画を配信	7/4~7/21	
	ホームページ	市HP	バナー広告の掲載等 (市選管HP選挙特集ページリンク, 投・開票速報)	7/4~7/21
		市選管HP	選挙特集ページ開設 (選挙の周知, 県選管候補者情報・選挙公報ページリンク等)	7/4~7/21
音声広報	庁内放送	本庁, 区役所, 出張所等で放送	7/4~7/21	
	高校生による地下鉄駅構内放送	市営地下鉄駅構内で放送	7/4~7/21	
	施設内放送	市動植物園, 市競艇場で放送	7/4~7/21	
	庁用車による巡回放送	区庁用車で巡回放送	7/4~7/21	
配布物	ポケットティッシュ	20,000個		
	ウエットティッシュ	9,000個		
	ペーパーファン(うちわ)	9,000個		
その他イベント等	街頭啓発	市	福岡パルコ前, 天神コアビル前, 福ビル前	7/17
		東区	西鉄・JR千早駅コンコース内	7/18
		博多区	上川端商店街	7/18
		中央区	西鉄ランドホテル前, 薬院大通前	7/18
		南区	西鉄大橋駅東口, 西口	7/18
		城南区	中村学園大学周辺, サニー茶山店, マルキョウ東油山店	7/18
		早良区	西新商店街付近	7/18
		西区	福岡市営地下鉄 姪浜駅周辺	7/10
	大学生(福岡市明るい選挙推進グループセセウフ)による街頭啓発	天神コアビル前, 福ビル前(12時頃)	7/20	
	大学生(福岡市明るい選挙推進グループセセウフ)による投票立会人	期日前投票所(市役所1階市民ロビー)	7/13~7/20	
高校生の投票事務従事	期日前投票所での投票事務従事	7/13~7/14		

報告事項3

参議院議員通常選挙の街頭啓発について

令和元年7月21日に執行が想定される参議院議員通常選挙における街頭啓発を、次のとおり実施するもの。

1 日 時

- 令和元年7月17日（水）
- 11時40分 委員会室に集合
- 11時45分 現地へ移動
- 12時00分 街頭啓発の実施（30分程度）

2 場 所

天神の福岡ビル前，天神コアビル前及び福岡パルコ前を二班に分けて実施

3 参加者

- ・福岡市選挙管理委員会委員
- ・福岡市明るい選挙推進協議会委員
- ・福岡市選挙管理委員会事務局職員

4 内 容

次のとおり，街頭で啓発物資を配布しながら，参議院議員通常選挙の投票日を周知し，さらに違反のない「明るい選挙」の推進と投票参加を呼びかける。

- (1) のぼり（選挙名，投票日等を表示）を掲示する。
- (2) 参加者は「明るい選挙」の法被(はっぴ)を着用する。
- (3) 明るい選挙イメージキャラクター「選挙のめいすい（明推）くん」が参加する。
- (4) 配布物資
 - ・ポケットティッシュ 800個
 - ・ウェットティッシュ 450個
 - ・ペーパーファン 450個